

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律
第 2 3 条第 5 項に基づく情報公開について

シルバー人材センター連合では、受託事業に加え、「臨時的かつ短期的またはその他軽易な業務」の基本原則を守りながら、労働者派遣事業を展開することで、派遣労働会員の皆様の豊富な経験や知識を活かしていただける就業機会を増やしていくとともに、就業環境の整備にも努めてまいります。

- 1 派遣労働者数：別紙一覧のとおり（令和 7 年 3 月 31 日現在）
- 2 派遣先の数：別紙一覧のとおり（令和 6 年度報告）
（同一年度内に同一事業所から複数回の受注があった場合は数えない）
- 3 マージン率：別紙一覧のとおり（小数点第 2 位以下を四捨五入）
- 4 派遣料金の平均額：別紙一覧のとおり（派遣料金を延日人員で割ったもの）
- 5 派遣会員の賃金の平均額：別紙一覧のとおり（派遣賃金を延日人員で割ったもの）
- 6 派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定を締結しているか：労使協定を締結していない
- 7 教育訓練に関する事項：就業に必要な各種講習等
- 8 その他の事項
 労災保険、年次有給休暇制度、福利厚生、指定宿泊施設会員割引制度等
 （指定宿泊施設の詳細については、公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会ホームページにある「指定宿泊施設」をご覧ください）
 健康保険・厚生年金・雇用保険
 シルバー派遣事業における就業は「臨時的かつ短期的またはその他軽易な業務」に限定されており、所定労働時間が 20 時間未満のため、適用対象外です。
 ※所定労働時間が週 20 時間を超える等、加入要件を満たす場合は適用されます。

対象期間：令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日

事業所名	派遣労働者数（人）	派遣先数（件）	派遣料金平均（円） ※消費税を含む	派遣賃金平均（円）	マージン率	備考
甲府市	143	22	7,045	5,400	23.3	
東部広域	47	3	7,876	6,189	21.4	
東山梨地区広域	78	20	7,484	5,939	20.6	
富士五湖広域	63	12	5,916	4,510	23.8	
峡北広域	94	17	7,055	5,467	22.5	
峡南広域	66	15	6,045	4,751	21.4	
峡中広域	314	27	5,991	4,735	21.0	
南アルプス市	131	17	5,836	4,590	21.4	
笛吹市	175	17	6,769	5,380	20.5	
連合会						実績無し